

## 平成 27 年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
総務課虐待防止対策室

(平成 26 年度予算額)                      (平成 27 年度概算要求額)  
1, 032 億円                      →                      1, 074 億円 (※)

※ 児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた額

((        ) 内は平成 26 年度予算額) (数値は端数処理の関係上一致しないものもある。)

・ 児童虐待・DV 対策等総合支援事業	52 億円 ( 37 億円)
・ 児童相談体制整備事業	4 億円 ( 0 億円)
・ 児童入所施設措置費等	959 億円 (959 億円)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	60 億円 ( 35 億円)
・ 児童虐待防止対策費 (本省費) 等	1 億円 ( 1 億円)

### 1. 児童虐待対応機関の体制強化等

#### (1) 都道府県による市町村への支援・連携強化

児童相談所とともに児童虐待対応に当たる市町村の対応力向上を図るため、都道府県や児童相談所の児童相談所OB等が、市町村職員とチームを組んで児童虐待防止対策に取り組むなど、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る。

【児童虐待・DV 対策等総合支援事業】

#### (2) 児童相談所等の体制強化

##### ① 児童相談所の相談機能強化

地域の医療機関、弁護士や警察官OB、専門的知識を有する学識経験者等の協力を得る等により、児童相談所の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化する。

【児童虐待・DV 対策等総合支援事業】

##### ② 児童相談所・市町村の安全確認体制の強化

児童相談所又は市町村に安全確認等対応職員を配置し、児童虐待の通告を受けた際の児童の安全確認等の体制強化を図る。 【児童虐待・DV 対策等総合支援事業】

### ③ 児童相談所・市町村の資質の向上

児童福祉司任用資格取得のための研修(対象者は都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策地域協議会の職員を含む)等)を実施し、専門性の強化、職員の資質の向上等を図る。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

## 新規

### ④ 要保護児童対策地域協議会内の連携強化

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊婦に関して、セキュリティーに配慮しながら要保護児童対策地域協議会の関係者が常に更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

## 新規・拡充

### ⑤ 児童相談所の相談体制の強化

児童虐待を発見した者や子育てに悩みを抱える者が、必要性を感じたときに、児童相談所に迅速に通告・相談ができるようにする(児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化など)ほか、各児童相談所の休日夜間対応の非常勤職員の体制強化(基準額について、増額(夜間2→4名分、休日1→2名分程度)する等、効率的な執行を図る)を図る。

【児童相談体制整備事業】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

## 拡充

### ⑥ 一時保護所の体制強化

一時保護所における学習指導協力員の体制強化(1→3名)を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

### ⑦ 一時保護所の環境改善

一時保護所における児童の状況に応じた処遇が可能となるよう居室等の個室化などの環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

### **(3) 医療機関における連携の推進**

#### **① 児童虐待防止医療ネットワークの推進**

地域の医療機関が連携して虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、都道府県等の中核的な小児救急病院等に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

#### **② 子どもの心の診療ネットワーク事業の推進**

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る。

【母子保健医療対策等総合支援事業】

### **(4) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の推進**

子どもの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を推進する。

【児童虐待防止対策費（本省費）】

## **2. 子どもの保護・支援、保護者支援対策の充実**

### **(1) 家族再統合に向けた取組の推進**

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施することや、児童相談所職員、当事者である保護者、その親族等も含めて支援方法等について検討する機会を設けるなど、家族再統合への取組を進めるとともに、地域において保護者指導などの家族支援を担う民間団体の育成を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

### **(2) 家庭的養護の推進**

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

また、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を創設し、里親委託の推進を図る。

児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するための職員配置基準の引上げ等への対応は、平成 27 年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討する（事項要求）。

【児童入所施設措置費等】

【次世代育成支援対策施設整備交付金】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

## **一部新規**

### **（３）被虐待児童などへの支援の充実**

児童養護施設等退所後の社会的自立につなげるため、児童養護施設入所児童等に対する学習支援や退所児童等のアフターケアの充実を図るとともに、児童家庭支援センターの箇所数の増を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

## **推進枠**

### **（４）妊娠・出産包括支援事業の拡充**

退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を含め、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うための事業について、様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行い、切れ目のない支援を実施する。

【母子保健医療対策等総合支援事業】

### **（５）未成年後見人制度の普及促進**

未成年後見人制度の普及促進を図るため、未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険に対する補助を行うほか、未成年後見制度の周知を図るための研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

---

## 「保育緊急確保事業」（内閣府に計上）における 児童虐待防止対策関連事業の実施

現在、内閣府所管の「保育緊急確保事業」に計上している児童虐待防止対策関連事業については、子ども・子育て支援新制度が施行されれば、「地域子ども・子育て支援事業」において引き続き実施（内閣府において事項要求）。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 子育て短期支援事業 など

### 【地方交付税措置について】

児童相談所の児童福祉司について、平成 26 年度では標準団体（人口 170 万人）当たり 36 名が地方交付税措置されているが（平成 25 年度から 1 名増加）、平成 27 年度についても児童福祉司の増員を総務省に要望する予定。また、市町村（要保護児童対策地域協議会調整機関専任）職員の増員も要望する予定。